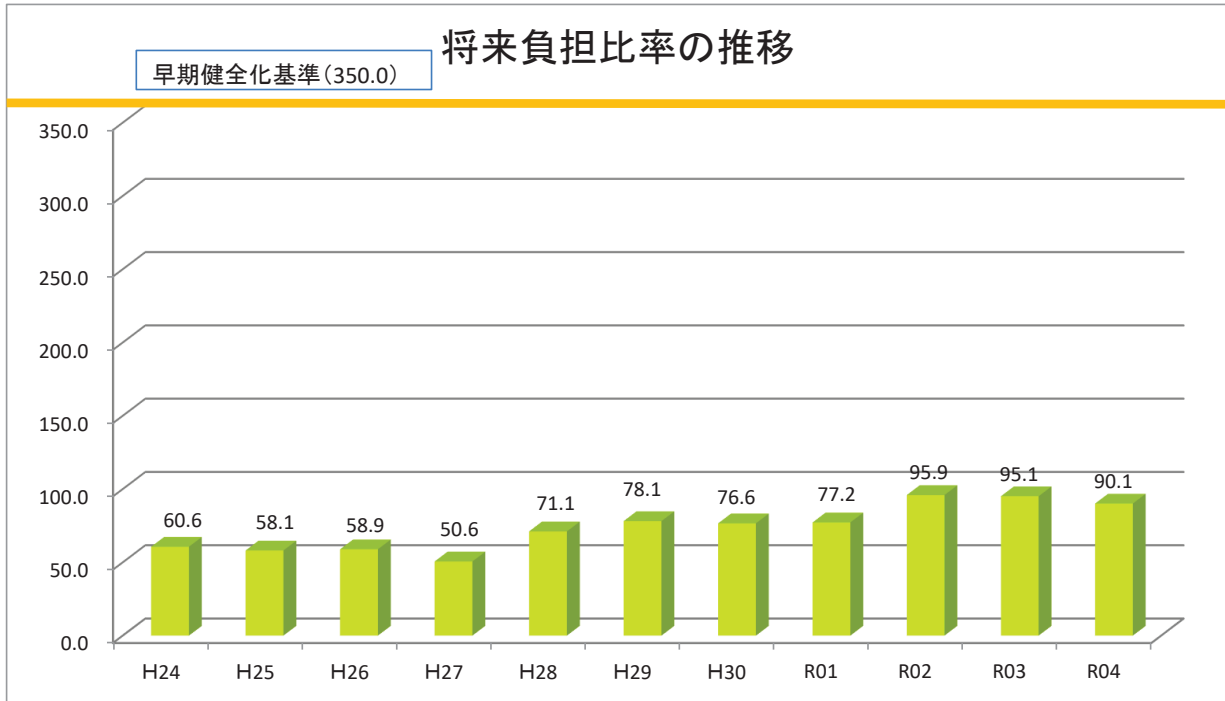


実質公債費比率は、18%を超えると起債にあたり許可が必要となります。
 25%が早期健全化基準(いわゆるイエローカード)であり、これを超えると起債が制限されることとなります。
 35%が財政再生基準(いわゆるレッドカード)とされています。



将来負担比率は、350%が早期健全化基準とされています。
 この比率については、あくまで将来発生しうるリスクをみるという意味合いであることから、財政再生基準は設定されていません。